

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2022.4月号》

発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

（FAX 018-864-1815）

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



（雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を申請される事業主の皆さまへ）

## 雇用調整助成金等の申請内容をより適正に確認します

～4月以降の休業にかかる申請から、以下の3点を中心に申請内容をより適正に確認します。

### 1 業況特例における業況の確認を、判定基礎期間毎に毎回行います

判定基礎期間毎に毎回業況の確認※を行い、要件を満たせば業況特例を、満たさなければ原則的な措置を適用します（地域特例に該当するときは地域特例を適用）。

※生産指標が最近3か月の月平均で、前年、前々年または3年前同期比30%以上減少していること。

要件	最大助成率（変更なし）	日額上限（変更なし）	適用
業況特例・地域特例	10/10	15,000円	4月1日以降に初日がある判定基礎期間より
原則的な措置（特例以外）	9/10	9,000円	

### 2 最新の賃金総額から平均賃金を計算します

現在、初回の判定基礎期間に算定した平均賃金額を継続して活用していますが、見直しを図り、最新年度の賃金総額、または1ヶ月の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載の額で計算します。

変更前（現在）	変更後	適用
初回申請時（令和2年以降）に確認した賃金総額等により算定	①労働保険の令和3年度の確定保険料の算定に用いる賃金総額	令和4年度労働保険の年度更新により、令和3年度の労働保険にかかる確定保険料申告書の受理日以降最初の申請より
	②令和3年度又は4年度の任意の月の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載の額	6月1日以降の最初の申請より

### 3 労働者を確認できる書類、休業手当の支払いが確認できる書類の提出をお願いします

次にあてはまる事業主の場合、判定基礎期間毎に以下の確認書類の提出をお願いします

助成金	対象事業主	必要書類	適用
緊急雇用安定助成金	・雇用保険の適用が1年未満の事業所 ・労働者災害補償保険のみ適用している事業所	①労働者を確認ができる書類 ②休業手当の支払いが確認できる書類	4月1日以降に初日がある判定基礎期間より
雇用調整助成金	・雇用保険の適用が1年未満の事業所	②休業手当の支払いが確認できる書類	

① 住民票記載事項証明書、運転免許証、パスポート、在留カードなど、労働者の氏名・年齢・住所が確認できる書類

② A：源泉所得税の直近の納付が確認できる書類、および B：給与振込を確認できる書類、現金払いの領収証 など  
（その他にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります）

【お問い合わせ先：企画部門 部門コード 32#】

# キャリアアップ助成金が変わります

令和4年  
4月1日より

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。令和4年4月1日以降、以下の通り、制度見直しに伴う内容変更を行います。

コース名	変更内容
<b>正社員化コース</b>  有期雇用労働者等を正社員に転換 または 直接雇用した場合に助成	<b>廃止</b> 有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成  現行 ①有期 → 正規 ②有期 → <b>無期【廃止】</b> ③無期 → 正規
<b>正社員化コース</b> <b>障害者正社員化コース</b>  ※令和4年10月1日以降の 正社員転換に適用	<b>改正</b> 正社員定義の変更 同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者。ただし「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る
	<b>改正</b> 非正規雇用労働者定義の変更 6か月以上雇用している有期または無期雇用労働者 →賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けている有期または無期雇用労働者
<b>賃金規定等共通化コース</b>  有期雇用労働者等に関して、正社員と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成	<b>廃止</b> 2人目以降の対象労働者に係る加算
<b>賞与・退職金制度導入コース</b> ※旧諸手当制度等共通化コース  有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積み立てを実施した場合に助成	<b>改定</b> 諸手当等（賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度）の制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成へ見直し
	<b>廃止</b> 2人目以降の対象労働者に係る加算
<b>短時間労働者労働時間延長コース</b>  有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成	<b>改正</b> 延長すべき週所定労働時間の要件を緩和 （週5時間以上⇒週3時間以上）
	<b>改正</b> 助成額の増額措置等を延長 （令和4年9月末⇒令和6年9月（予定））

## ■事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

なお、「賃金規定等改訂コース」については、令和3年8月19日から令和3年度地域別最低賃金の発効日の前日の間に賃金規定等の増額改定を行った場合に限り、キャリアアップ計画の提出を支給申請日まで受け付けます。

## ■選択的適用拡大導入時処遇改善コースは、時限到来に伴い令和4年9月30日に廃止します。

【お問い合わせ先：企画部門 部門コード 32#】

# 令和4年度の雇用保険料率について

～2段階で引き上げられます～



## ○令和4年4月1日～9月30日

事業の種類	①労働者負担 失業等給付・育児休業給付の保険料率	②事業主負担		①+② 雇用保険料率
		0.5/1000 引き上げ	失業等給付・育児休業給付の保険料率 雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1000	6.5/1000	3/1000 3.5/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7.5/1000	4/1000 3.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	4/1000 4.5/1000	12.5/1000

## ○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	①労働者負担 失業等給付・育児休業給付の保険料率 2/1000 引き上げ	②事業主負担		①+② 雇用保険料率
		2/1000 引き上げ	失業等給付・育児休業給付の保険料率 雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000 3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000 3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000 4.5/1000	16.5/1000

【お問合せ先：雇用保険適用課 部門コード 21#】



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和4年2月)

### 概況 (常用)

新規求職者数は前年同月比3ヶ月連続で減少した。若年層を中心に新型コロナウイルスの感染拡大による子育て世代の求職活動手控え等が大きな要因である。有効求職者数は在職者や無業者の求職者数の減少や雇用保険受給者の減少により前年同月比8ヶ月連続で減少した。

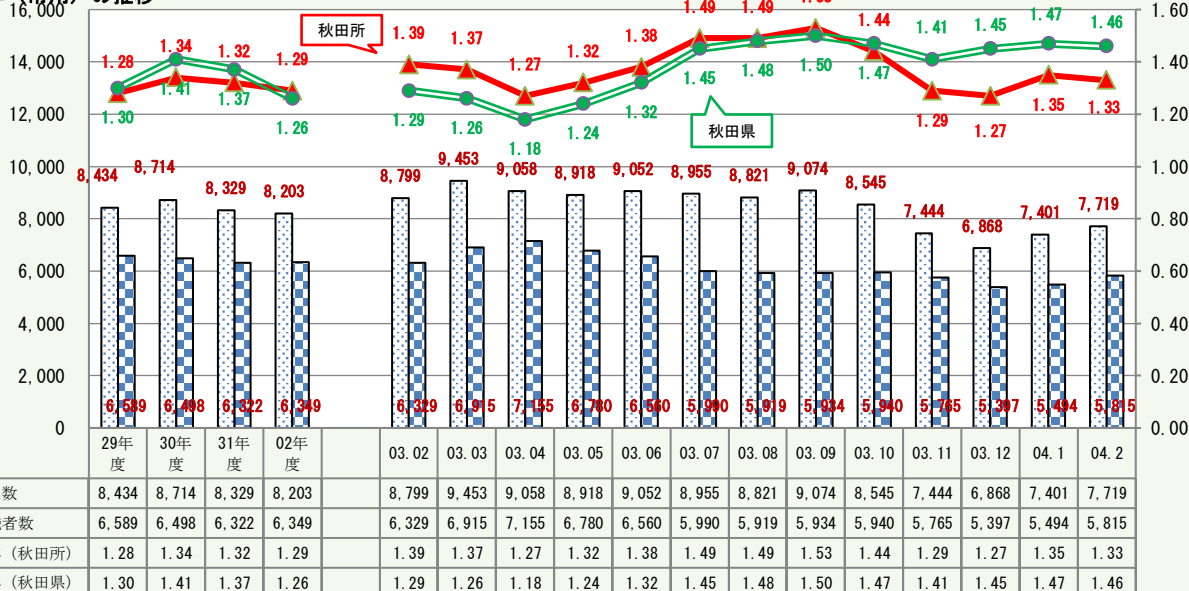
新規求人数は、前年同月比5ヶ月連続で減少した。オミクロン株による新型コロナウイルス感染者数の高止まりの影響でほぼ全ての業種で減少となり、3ヶ月ぶりに20%以上(▲23.7%)の減少、有効求人数も前年同月比4ヶ月連続で減少した。有効求人倍率は1.33倍で、有効求職者数の減少幅の方が大きかったことから前年同月比▲0.06ポイントと2ヶ月ぶりに低下した。

オミクロン株による新型コロナウイルスの感染者数が高止まりしているが、年度変わりによる人流の増加等により求人数は改善の期待がある。一方、息切れ倒産による離職者発生や感染者数が減少に転じることで求職者数の増加が予想されるなど、コロナ禍の長期化による雇用への影響に注視する必要がある。

#### 【用語解説】

- \* 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- \* 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- \* 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

### ■有効求人倍率(常用)の推移





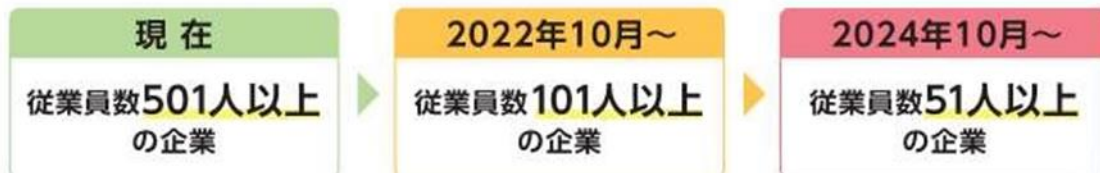
厚生労働省  
からの  
お知らせ

# 従業員数500人以下の 事業主のみなさまへ

法律改正により  
パート・アルバイトの  
社会保険の加入条件が  
変わります。



## 対象となる企業



従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



## 適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

